

## その後の維持管理と公開

「買い取ってしまったら運動は終わり」でないことは言うまでもありません。むしろそれからが、活動の始まりとも言えます。

日常の清掃や草刈りから補修・復元やその資金の調達まで、必要な活動は数限りなくあります。まず、基本的な事業計画と年度ごとの予定を立てましょう。森林なら整備計画が、古い建物なら修繕計画が要るでしょう。そうした活動を楽しみながらできることが、ナショナル・トラスト運動のいいところです。

おおたかの森のゴミ拾い、アカテガニ・パトロール(通称カニパト)、トトロのふるさとおおそうじ等々、既存の団体はそれぞれに工夫を凝らした年中行事を実施し、一般にも広く参加を呼びかけています。植樹、自然観察会、動植物調査、ワークキャンプなど、保全活動はたくさんあり、それはまた会員と募金を増やすために必要です。

イギリスのナショナル・トラストは、プロパティ(保全地)の手入れや修繕にボランティアが参加するワーキング・ホリデーを年間通して行っており、5万人にも及ぶそのマンパワーは、維持費に換算すると莫大な額になります。また、本体とは別の組織をつくって運営しているナショナル・トラストショップやカフェが、プロパティを訪れる人々を喜ばせています。ショップにおかれるオークの若葉のマークがついたグッズは贈り物などにたいへん人気があり、これも大きな資金源です。

やがては、たいせつな保全地をさまざまな手段を通して広く公開し、みんなに愛される場所にしていくこと、国土の中の真に誇れる場所として、すべての人の資産となり、たいせつに守られるようにすること、それが将来にわたるナショナル・トラスト運動の目標です。



## 事例① 住民が買い取った例

■団体名 公益財団法人柿田川みどりのトラスト

■場所 静岡県駿東郡清水町

■保全対象 JR東海道線の三島駅にほど近い、富士山の湧水が日量100万トンも噴き出す柿田川の清流

■背景

- ・上流部の開発や原生林の伐採のために湧水量が目に見えて減り、河畔が荒れていくのを心配して、1975年から土地所有者や行政に保全を訴え続けたが、厚い壁は動かず、自然破壊のスピードに追いつけなかった。
- ・最後の手段として自分たちで土地を所有するトラスト運動に取り組む覚悟を決め、1988年、最重要部を買い取るための資金1億5千万円を目標に募金活動を開始した。

■進め方

- ・県と地元の町が都市公園化の構想をたてて土地買収に乗り出し、これがこの団体の大きな悩みとなった。自然の状態をできるだけ改変したくない、壊れやすい部分への観光客の踏み込みも心配だ考えると、この公園化計画には乗れなかった。
- ・土地を買い取ろうとすると、価格が競合する上に、自治体に売ると譲渡益が5千万円まで非課税なのに対して、一般の公益法人であるトラスト団体に売ると譲渡所得税がかかる、という、地権者の税金の問題もトラスト団体側にとってはたいへん不利だった。
- ・数多い地権者を一人ひとり何回となく訪れ、保全の必要を根気よく訴え続けた結果、二人から最も重要な河畔林と湿地2,053㎡を譲ってもらうことができ、さらに別の2箇所772㎡を借り受けて、ようやく柿田川の自然をあるがままに保全できるようになった。
- ・その10年余りの間に、募金の額も1億円を超えた。

■特徴

- ・市民が募金だけで土地を買い取った数少ない事例で、「筆舌に尽くせない」その苦労は、まさに先駆団体の貴重な体験である。

## 事例② 地方自治体が主導して全国に寄付を募った例

■団体名 しれとこ100平方メートル運動推進本部（斜里町）

■場所 北海道斜里郡斜里町

■保全対象 原生的な自然が海岸から高山帯まで一体として保全された、農業開拓の跡地

■背景

- ・1964年に国立公園に指定され、観光客数が急増していた1970年代、全国的な開発ブームがこの地にも起こり、乱開発の波が押し寄せてきた。
- ・知床半島の北部に位置する斜里町は、このままではとりかえしのつかないことになると考え、この開拓地を取得し、公有地として守ろうとした。

■進め方

- ・当時、町の財政には余裕がなかったため、国立公園内の土地の公有地化を目的とした環境庁の交付公債制度の活用を試みたが、第三種特別地域内でこの制度を適用することは難しく、結局、国による買い上げは実現しなかった。やむなく町長の故・藤谷豊氏が立ち上がり、1977年、知床の土地を買い上げて保全する「しれとこ100平方メートル運動」を開始した。
- ・「知床で夢を買いませんか」というキャッチフレーズのもと、100㎡単位にして一口8,000円で寄付を募り、寄付金はすべて土地の買収と植林の資金に充てた。
- ・マスコミでも取り上げられ、1997年には寄付金が募金目標を達成し、20年間で寄付者の人数は4万9000人あまり、集まった寄付金は5億2000万円にもなった。
- ・同年、「譲渡不能の原則」を定めた条例が制定され、町の所有地として永久に保全されることになった。
- ・2010年には、目標としていたすべての土地の取得を完了した。斜里町では、取得した土地に原生の森を再生することを次の目標とし、引き続き全国に協力を呼びかけている。

■特徴

- ・原生林の復元が進められる中、林野庁の計画による伐採予定を含めた国有林が1990年に「森林生態系保護地域」に指定された。これは、トラスト活動が日本の環境行政や自然保護活動の進展にも影響を与えた出来事である。

### 事例③ 行政の応援団

■団体名 小網代の森を守る会

■場所 神奈川県三浦市

■保全対象 関東で唯一の森と干潟と海がセットで集水域生態系をなす70haに及ぶ広大な森

■背景

- ・1980年代後半のゴルフ場開発に反対していた市民グループであるが、小網代の森は、広大な土地であり、取得するには膨大な費用がかかることが見込まれたため、はじめから取得することは無理だと考えていた。
- ・県の「かながわトラストみどり基金」によるトラスト緑地にしてもらおうと、あらゆる手段で訴え続けた。

■進め方

- ・「かながわのナショナル・トラスト運動」の応援団に徹するという方針を固めた会は、基金への寄付と、(財)かながわトラストみどり財団の会員を増やすことを活動の中に組み入れ、この緑地が県民にとって本当に大切な、他に誇れる場所であることを森から発信し続けている。
- ・会では、アカテガニをはじめ30種類以上ものカニの棲み分けが観察されるような、豊かな生態系の状態をしっかりと把握して守り、クリーンアップ作戦でいつもきれいに保ち続ける活動を行っている。慶応大学の生物学教室（岸由二教授）による本格的な生物相調査で、このフィールドの学術的価値も明らかにされた。
- ・神奈川県は1995年、小網代の森を保全する構想を三浦市に提示し、地元の理解を得て保全を進めることとした。その後「かながわトラストみどり基金」などによる買入れや(財)かながわトラストみどり財団の保全契約が進められ、保全は確かなものになった。

■特徴

- ・「応援団」と位置づけたトラスト活動。直接の土地取得が不可能な場所では、行政などと力を合わせた方法も取れるという一例である。

### 事例④ 個人所有者の相続資産

■団体名 関さんの森を育む会

■場所 千葉県松戸市

■保全対象 千葉県松戸市に住む関美智子さんのお父さんが二十数年間、都市に残された約1haの屋敷林を「子どもの森」と名づけ、近所の子どもたちに開放していた土地

■背景

- ・1994年、お父さんが亡くなって相続問題が持ち上がった。都市計画法の市街化区域にあたるため、路線価格で算出された相続税は予想以上の高額になることがわかり、物納すれば森の状態で守れない可能性があることが分かった。
- ・関さんは、父が愛した森を何とか残したかったが、市とのやりとりでは「このままの姿で森を残す」のが難しいという感触であった。

■進め方

- ・関さんは、ナショナル・トラストという言葉を知り、相談相手の会計事務所を通じて(社)日本ナショナル・トラスト協会に問い合わせた結果、特定公益増進法人（そこに遺贈するとその分の相続税が免除されるという資格を持つ団体）に遺贈しては、というアドバイスを得た。
- ・この資格を持つ自然保護団体の幾つかに相談を持ちかけたが、維持管理の費用が問題となった。せっかく遺贈を受けてもそれを維持することが困難なため、難色を示す団体が多いため、最終的に特増法人である(財)埼玉県生態系保護協会が遺贈を受け取った。
- ・この森の維持管理を行う「関さんの森を育む会」が結成され、関さん自身も代表を務め、登録ボランティアが普段の維持管理にあっている。そして森は、都市の子どもたちの貴重な環境教育の場となった。

■特徴

- ・個人が所有する都市の緑を、公共のもの、みんなの財産として確実に残せる方法である。

## 事例⑤ 住民と行政が一体で歴史景観を保存

■団体名 公益財団法人妻籠を愛する会

■場所 長野県木曾郡南木曾町

■保全対象 古くから中山道の宿場町として知られ、歴史を経た建物が軒を並べて現在に至っている妻籠宿の歴史景観

■背景

- ・1968年に国道である中山道の改良拡幅計画が起きたことから、地域の歴史的な町並みや自然環境を守ろうという運動が始まった。
- ・ちょうど同じ時期に長野県の明治百年記念事業が策定され、その一つとして町並みの調査と保存工事が行われたことから、住民（妻籠を愛する会）と行政（南木曾町）が協力してこの運動を地域の活性化に結びつける動きが生まれた。

■進め方

- ・住民は「妻籠宿を守る住民憲章」を定め、南木曾町はこれを尊重する「妻籠宿保存地区保存条例」を制定して、文字通り住民・行政一体の活動を続けてきた。
- ・このような手法は前例がなく、住民の理解を得るための町の苦労は並大抵ではなかったが、やがて期待通り活動が町の活性化につながった。その結果、妻籠宿が観光地として一躍脚光を浴びるようになった。
- ・1983年に、町並みだけでなく、周辺の自然環境と景観も保全し末永く継承していく目的で、財団法人が設立された。

■特徴

- ・町並み全体を保存するというのが特徴で、中には当然これに反対する住民もいたが、住民全員が会員になるという組織をつくった。
- ・集落全体を活用しながら保存することによって利益を得るため、地域に還元する意味から、活動の恩恵を直接被る会員（観光業に携わる人）だけが会費を納めるシステムがとられている。

## 事例⑥ 買い取りと借地の併用で大湿原を保全

■団体名 NPO法人霧多布湿原ナショナルトラスト

■場所 北海道厚岸郡浜中町

■保全対象 北海道東部の浜中町にある、国内で3番目の広さを持つ霧多布湿原

■背景

- ・この湿原の比類ない景観を愛してたくさんの旅行者が訪れる。これを末永く保存するためには、湿原を取り巻く民有地を公共の財産として残すことが鍵であると考えた地元の青年たちは「霧多布湿原ファンクラブ」をつくり、湿原の一部の民有地40haを所有者から借りて、20年近く湿原を守ってきた。
- ・次第に地元だけでなく全国からの会員も増え、2000年にはNPO法人霧多布湿原トラストを設立して、周辺民有地の買い取りを目指した。

■進め方

- ・2016年10月現在で約850haを取得し、この他に所有者から借りた土地と浜中町との湿原景観協定地を含めると保全面積は929haとなっている。
- ・所有者も皆、町内の顔見知りなので、一人ひとりと顔の見える交渉をし、利用する許可を得ることができた。お金のやりとりは問題にはならなかったが、湿原の地価に基づく借地料を支払い、保全の約束を文書化して5年ごとに契約更新することとした。
- ・こうした土地はどれも、さしあたり改変されるという危機感はないが、将来的に高齢化や相続等の問題を考えると買い取りを行うことが安心なので、所有者にも、検討をお願いしている。

■特徴

- ・法人化で町や企業とのパートナーシップを強化し、湿原の生態と景観の修復、民有地の買い取り、環境教育という3本柱で活動している。
- ・全国の霧多布湿原ファンを増やし、保全地と活動を公開することで、ナショナル・トラスト運動の精神を活かしている。